

## 入札説明書

この入札説明書は、令和8年9月24日付け広域紋別病院企業団告示第7号により告示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

広域紋別病院企業団 企業長 緑川 泰

### 2 入札に付する事項

- (1) 件名 広域紋別病院救急自動車（転院搬送用）購入
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 北海道紋別市落石町1丁目3番37号広域紋別病院

### 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 市町村民税
  - イ 消費税及び地方消費税

### 4 一般競争入札参加資格の審査

- (1) 入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年9月24日（木）から令和8年10月8日（木）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の毎日8時45分から17時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 提出先 郵便番号 094-8709 北海道紋別市落石町1丁目3番37号  
広域紋別病院企業団 事務部施設用度課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 5 契約事項を示す場所

北海道紋別市落石町1丁目3番37号 広域紋別病院企業団 事務部施設用度課

### 6 入札等の日時

- (1) 入札日 令和8年10月16日（金）
- (2) 開札日 令和8年10月19日（月）
- (3) 提出期限 令和8年10月16日（金）17時30分 必着 ※郵送若しくは持参での入札とする。

(4) 提出先       〒094-8709 北海道紋別市落石町1丁目3番37号  
                  広域紋別病院企業団 事務部施設用度課

7 入札保証金

広域紋別病院企業団病院事業会計規程（以下、「会計規程」という。）第98条により定める額とする。ただし、会計規程第100条第1項に該当する場合は、入札保証金について免除する。

8 契約保証金

会計規程第119条により定める額とする。ただし、会計規程第120条に該当する場合は、契約保証金について免除する。

9 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所     5に同じ

(2) 交付方法     (1)の場所で交付する。また、広域紋別病院のホームページ (<https://www.mombetsu-hospital.jp/>) よりダウンロードすることができる。

10 送付による入札の認否

認める

11 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、会計規程第103条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 契約書の作成の要否

要

13 その他

(1) 開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の消費税抜額に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 広域紋別病院企業団 事務部施設用度課

イ 所在地 郵便番号 094-8709 北海道紋別市落石町1丁目3番37号

(4) 前金払はしない

- (5) 概算払はしない
- (6) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) この入札の執行は公開する
- (9) この説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。